

令和5年12月11日

「国有財産(回転翼航空機)等の売払い」入札に係る質疑回答書

質疑回答については、下記のとおりです。

契約担当官 長野県警察会計担当官

記

No.	質 疑 内 容	回 答
1	<p>【該非判定等の確認について】</p> <p>本入札案件の参加において、弊社は当該物件の海外への転売を検討しています。弊社は、海外への輸出においては、外為法における輸出令及び外為令を遵守すべく社内整備している安全保障貿易管理規定(CP)に沿って該非判定を行い、該当の場合は輸出許可を経済産業省に申請し取得した上で、輸出を実行します。</p> <p>警察庁殿もしくは長野県警察殿は、当該物件が売却後に輸出される場合には、リスト規制及びキャッチオール規制における確認を行って該非判定した上で当該法令に則って輸出されるのかを確認されますでしょうか。確認される場合、弊社は該非判定をする社内書類を提出し、該当の場合は経済産業大臣による輸出許可証の写しを提出します。</p>	<p>警察庁及び長野県警察においては、売却手続きが完了し業者に所有権が移転した後について関知しておりません。</p> <p>そのため、当該質問の所要の手続きについて確認する予定はありません。</p>